

美濃加茂市議会
第1回定例会議案

令和6年2月21日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 1号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例及び美濃加茂市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について）	1
承第 2号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度美濃加茂市一般会計補正予算（第7号））	3
議第 1号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	2 4
議第 2号	美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	2 6
議第 3号	美濃加茂市福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	2 7
議第 4号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	3 0
議第 5号	美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について	5 0
議第 6号	美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	5 4
議第 7号	美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	9 1
議第 8号	美濃加茂市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 0 3
議第 9号	美濃加茂市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 0 4

議第10号	美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 1 2
議第11号	美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 0
議第12号	美濃加茂市防災会議設置条例の一部を改正する条例について	1 2 3
議第13号	美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	1 2 4
議第14号	美濃加茂市手数料条例等の一部を改正する条例について	1 2 6
議第15号	美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	1 3 2
議第16号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	1 3 8
議第17号	令和5年度美濃加茂市一般会計補正予算（第8号）	1 4 1
議第18号	令和5年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）	1 8 1
議第19号	令和6年度美濃加茂市一般会計予算	1 9 2
議第20号	令和6年度美濃加茂市国民健康保険会計予算	1 9 2
議第21号	令和6年度美濃加茂市介護保険会計予算	1 9 2
議第22号	令和6年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算	1 9 2
議第23号	令和6年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計予算	1 9 2
議第24号	令和6年度美濃加茂市古井財産区会計予算	1 9 2
議第25号	令和6年度美濃加茂市山之上財産区会計予算	1 9 2
議第26号	令和6年度美濃加茂市水道事業会計予算	1 9 2
議第27号	令和6年度美濃加茂市下水道事業会計予算	1 9 2
議第28号	損害賠償の額を定めることについて	1 9 3
議第29号	市道路線の認定について	1 9 4
議第30号	美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について	1 9 9

議第 3 1 号	美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について	2 0 0
議第 3 2 号	美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について	2 0 1
議第 3 3 号	美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について	2 0 2
議第 3 4 号	美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について	2 0 3
議第 3 5 号	美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について	2 0 4
議第 3 6 号	美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について	2 0 5
議第 3 7 号	美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について	2 0 6
議第 3 8 号	美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について	2 0 7
議第 3 9 号	美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について	2 0 8
議第 4 0 号	美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について	2 0 9
議第 4 1 号	美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について	2 1 0
議第 4 2 号	美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について	2 1 1
議第 4 3 号	美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について	2 1 2
議第 4 4 号	美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	2 1 3

承第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年1月15日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例及び美濃加茂市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例及び美濃加茂市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例及び美濃加茂市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

（美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第1条 美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>災害応急作業等手当</u> <u>(災害応急作業等手当)</u>	(種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>災害対策業務手当</u> <u>(災害対策業務手当)</u>
第6条 <u>災害応急作業等手当は、職員が市長の命を受け、異常な自然現象等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場</u>	第6条 <u>災害対策業務手当は、職員が美濃加茂市災害対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規</u>

<p>において<u>災害応急作業等</u>に従事したとき、勤務1日につき、1,000円を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第8条 <u>この条例に定めるもののほか、特殊勤務手当に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	<p><u>定に基づき美濃加茂市地域防災計画の定めるところにより設置する災害対策本部をいう。)が設置された場合に災害対策本部長の命を受けて行う避難所の開設及び運営業務並びに災害等が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う作業等</u>に従事したとき、勤務1日につき、1,000円を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給方法)</p> <p>第7条 (略)</p>
--	---

(美濃加茂市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市職員の旅費に関する条例(昭和63年美濃加茂市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(日当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、異常な自然現象等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被災地方公共団体の要請等に基づき派遣され、美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和42年美濃加茂市条例第4号)第6条に規定する災害応急作業等に従事したときは、日当を支給する。</u></p>	<p>(日当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例及び美濃加茂市職員の旅費に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。

承第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年1月15日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

令和5年度美濃加茂市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190,936千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,910,265千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,008,732	182,857	4,191,589
	2 国庫補助金	1,457,700	182,857	1,640,557
20 繰越金		1,618,336	8,079	1,626,415
	1 繰越金	1,618,336	8,079	1,626,415
歳入合計		24,719,329	190,936	24,910,265

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		9,346,954	182,857	9,529,811
	1 社会福祉費	4,822,615	128,957	4,951,572
	2 児童福祉費	4,033,563	53,900	4,087,463
8 消防費		738,447	8,079	746,526
	1 消防費	738,447	8,079	746,526
歳 出 合 計		24,719,329	190,936	24,910,265

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯生活支援特別給付金事業(均等割世帯)	127,342
		人件費	108
		会計年度任用職員給	1,507
	2 児童福祉費	低所得世帯生活支援特別給付金事業(こども加算)	53,600
		人件費	300
8 消防費	1 消防費	地域防災力強化事業	2,000

予算説明書

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	4,008,732	182,857	4,191,589
	2	国庫補助金	1,457,700	182,857	1,640,557
	2	民生費国庫補助金	601,948	182,857	784,805

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費 補助金	128,957	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
2 児童福祉費 補助金	53,900	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	1,618,336	8,079	1,626,415
	1	繰越金	1,618,336	8,079	1,626,415
		1 繰越金	1,618,336	8,079	1,626,415

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	8,079	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	1	民生費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	9,346,954	182,857	9,529,811	182,857	
	1	社会福祉費	4,822,615	128,957	4,951,572	128,957	
	1	社会福祉総務費	1,022,761	128,957	1,151,718	国庫支出金 128,957	
	2	児童福祉費	4,033,563	53,900	4,087,463	53,900	
	1	児童福祉総務費	237,360	53,900	291,260	国庫支出金 53,900	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考	
区分	金額			
1 報酬	1,365	時間額任用職員	低所得世帯生活支援特別給付金事業 (均等割世帯) 127,342 会計年度任用職員給 1,507 人件費 108	
3 職員手当等	108	時間外勤務手当		
4 共済費	103	職員共済組合負担金		
8 旅費	39	通勤に係る費用弁償		
10 需用費	169	消耗品費 100 印刷製本費 69		
11 役務費	623	郵便料 315 口座振込手数料 308		
12 委託料	6,200	システム改修		
13 使用料及び賃借料	250	コピー機使用料 100 パソコン及び周辺機器使用料 150		
14 工事請負費	100	専用電話開設		
19 扶助費	120,000	低所得世帯生活支援特別給付金(均等割世帯)		
3 職員手当等	300	時間外勤務手当		低所得世帯生活支援特別給付金事業 (こども加算) 53,600 人件費 300
10 需用費	200	消耗品費 150 印刷製本費 50		
11 役務費	200	郵便料 60 口座振込手数料 140		
12 委託料	6,200	システム改修		
19 扶助費	47,000	低所得世帯生活支援特別給付金(こども加算)		

(款) 8 消防費
(項) 1 消防費

8	1	消 防 費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		消 防 費	738,447	8,079	746,526		8,079
	1	消 防 費	738,447	8,079	746,526		8,079
	1	消 防 費	653,492	4,030	657,522		4,030
	3	災害対策費	63,816	4,049	67,865		4,049

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
3 職員手当等	4,030	特殊勤務手当 140 時間外勤務手当 3,720 管理職員特別勤務手当 170	人件費 4,030
8 旅 費	527	普通旅費	地域防災力強化事業 4,049
10 需用費	3,222	消耗品費 3,134 自動車用ガソリン代 88	
11 役務費	300	物資輸送費	

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	770 (2)	605,905	1,172,458	957,412	2,735,775	490,102	3,225,877	
補正前	765 (2)	604,540	1,172,458	952,974	2,729,972	489,999	3,219,971	
比較	5	1,365		4,438	5,803	103	5,906	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)
	補正後		32,630	37,148	18,413	15,127	170	123,994	36,907	310,443	224,931	1,065	156,414	
補正前		32,630	37,148	18,413	15,127	30	119,866	36,907	310,443	224,931	1,065	156,414		
比較						140	4,128							170

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	330 (2)		1,172,458	903,174	2,075,632	404,795	2,480,427	
補正前	330 (2)		1,172,458	898,736	2,071,194	404,795	2,475,989	
比較				4,438	4,438		4,438	

()内は内短時間勤務職員数を計上

区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	32,630	37,148	18,413	15,127	170	123,994	36,907	256,205	224,931	1,065	156,414	
補正前	32,630	37,148	18,413	15,127	30	119,866	36,907	256,205	224,931	1,065	156,414		
比較					140	4,128							170

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	440	605,905		54,238	660,143	85,307	745,450	
補正前	435	604,540		54,238	658,778	85,204	743,982	
比較	5	1,365			1,365	103	1,468	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	期末 手当 (千円)
	補正後	54,238
	補正前	54,238
	比較	

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考	
職員 手当	4,438	その他の 増減分	4,438	特殊勤務手当 140	
				時間外手当 4,128	
				管理職員特別勤務手当 170	

議第1号

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償	区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)				(略)			
青少年育成推進委員	(略)	(略)		青少年育成推進委員	(略)	(略)	
少年補導委員	美濃加茂市少年補導委員規則（令和6年美濃加茂市規則第7号）						
子ども会育成指導委員	(略)			子ども会育成指導委員	(略)		

(略)

(略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 2 号

美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例（平成 2 7 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(保育園の名称等)			(保育園の名称等)		
第 3 条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第 3 条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
(略)			(略)		
ほくぶ保育園	美濃加茂市伊深町 1 5 6 3 番地 3	4 5 人	ほくぶ保育園	美濃加茂市伊深町 1 5 6 3 番地 3	4 5 人
			下米田保育園	美濃加茂市下米田町今 1 0 9 番地 2	9 0 人

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第3号

美濃加茂市福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例について

美濃加茂市福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

美濃加茂市福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成24年美濃加茂市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>美濃加茂市<u>児童発達支援センター</u>の設置及び管理に関する条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) <u>第43条</u>の<u>児童発達支援センター</u>として、美濃加茂市児童発達支援センターカナリヤの家(以下「カナリヤの家」という。)を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第18項</u>の特定相談支援事業(以下「特定相談支援事業」という。)</p>	<p>美濃加茂市福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) <u>第43条第1号</u>の<u>福祉型児童発達支援センター</u>として、美濃加茂市児童発達支援センターカナリヤの家(以下「カナリヤの家」という。)を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第16項</u>の特定相談支援事業(以下「特定相談支援事業」という。)</p>

<p>(5) (略)</p> <p>(利用契約)</p> <p>第7条 <u>カナリヤの家において、児童発達支援事業又は保育所等訪問支援事業を利用する対象者の保護者(以下単に「保護者」という。)</u>は、法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を提示して、市長と利用契約を結ばなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料等)</p> <p>第8条 <u>保護者は、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を利用料として負担しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定に関わらず、通所受給者証の交付を受けている保護者は、通所受給者証の給付決定支給量の範囲内において利用料を負担することを要しない。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の利用料のほか食事代等保護者に負担させることが適当と認められる費用について、当該保護者からその費用を徴収することができる。</u></p> <p>(減免)</p> <p>第9条 <u>市長は、必要があると認めるときは、前条に規定する利用料等を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(開所時間)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(休日)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(委任)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(利用契約)</p> <p>第7条 <u>カナリヤの家において、児童発達支援事業又は保育所等訪問支援事業を利用しようとする対象者の保護者は、法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証を提示して、市長と利用契約を結ばなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(開所時間)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(休日)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(委任)</p>
---	--

第13条 (略)

第11条 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 4 号

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市国民健康保険条例（平成 1 2 年美濃加茂市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(基礎賦課総額)</p> <p>第 1 1 条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第 3 2 条、第 3 2 条の 3 及び第 3 2 条の 4 の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、</p>	<p>(<u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課総額)</p> <p>第 1 1 条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）</u>に係る基礎賦課額（第 3 2 条、第 3 2 条の 3 及び第 3 2 条の 4 の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 療養の給付に要する費用(<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養</p>

移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額

ロ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ハ～ホ （略）

へ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

ロ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ハ～ホ （略）

へ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

ニ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定に

する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(三において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額

ニ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3

よる繰入金を除く。)の額

(基礎賦課額)

第12条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第13条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同

の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同

第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第32条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第32条において「租税条約等実施特例法」という。)第

法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第32条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第32条において「租税条約等実施特例法」という。)第

3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(基礎賦課額の保険料率)

第15条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 世帯別平等割 イからハマでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマで定めるところにより算定した額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1

3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 世帯別平等割 イからハマでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマで定めるところにより算定した額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に

を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ・ハ (略)

2・3 (略)

第16条 削除

第17条 削除

第19条 削除

2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ・ハ (略)

2・3 (略)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第16条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第17条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第19条 第16条の被保険者均等割額は、第15条の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第19条の2 第16条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ

(基礎賦課限度額)

第20条 第12条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第20条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第32条、第32条の3及び第32条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

れ当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第15条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条第1項第3号ロに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条第1項第3号ハに定めるところにより算定した額

(基礎賦課限度額)

第20条 第12条又は第16条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第29条及び第32条第1項において同じ。)は、65万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第20条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第32条、第32条の3及び第32条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(後期高齢者支援金等賦課額)

第20条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第20条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第20条の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第20条の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第20条の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 イからハマでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマで定めるところにより算定した額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯
後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前

属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第20条の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第20条の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第20条の6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 イからハマでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマで定めるところにより算定した額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯
後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前

年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ・ハ (略)

2・3 (略)

年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ・ハ (略)

2・3 (略)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第20条の7 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第20条の8 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第20条の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。

第20条の9 削除

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第20条の10 第20条の7の被保険者均等割額は、第20条の6の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第20条の7 第20条の3の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第21条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第32条及び第32条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見

第20条の11 第20条の7の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第20条の6第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第20条の6第1項第3号ロに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第20条の6第1項第3号ハに定めるところにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第20条の12 第20条の3又は第20条の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第20条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第20条の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第29条及び第32条第1項において同じ。)は、22万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第21条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第32条及び第32条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見

込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第29条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第12条の額、第20条の3の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対

込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第29条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第12条若しくは第16条の額、第20条の3若しくは第20条の7の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一

象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第22条の額又は第32条第1項各号に定める額、同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額、第32条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第32条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第32条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条の額、第20条の3の額、第22条の額

世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第22条の額又は第32条第1項各号に定める額、同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額、第32条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第15条若しくは第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第32条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第32条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条若しくは第16条の額、第20条の3若

又は第32条第1項各号に定める額、同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額、第32条の3第1項に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第32条の3第4項第1号に定める額、第32条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、29万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者

しくは第20条の7の額、第22条の額又は第32条第1項各号に定める額、同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額、第32条の3第1項に定める第15条若しくは第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第32条の3第4項第1号に定める額、第32条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、29万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者

の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、54万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前各号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合におい

の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、53万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前各号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合におい

て、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第20条の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第22条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の軽減)

第32条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(同条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く)。

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第20条の6」と、「第15条第2項」とあるのは「第20条の6第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第

て、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の3又は第20条の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第22条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の軽減)

第32条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く)。

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第19条」とあるのは「第20条の6又は第20条の10」と、「第15条第2項」とあるのは「第20条の6第2項」と、前項中

第20条の6第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第32条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額(同条第2項において準用する第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) (略)

5 (略)

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは、「第20条の6」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第15条第2項」とあるのは「第20条の6第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第20条の6第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第32条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の

「第15条第3項」とあるのは「第20条の6第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条又は第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第32条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額(同条第2項において準用する第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) (略)

5 (略)

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第19条」とあるのは、「第20条の6又は第20条の10」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第15条第2項」とあるのは「第20条の6第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第20条の6第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第32条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の

賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第20条の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第22条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して

賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の3又は第20条の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第22条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条又は第16条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額

<p>得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第20条の3」と、「65万円」とあるのは「<u>24万円</u>」と、第6項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「<u>出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)</u>」と、「基礎賦課額」とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、「第12条」とあるのは「<u>第22条</u>」と、「65万円」とあるのは「<u>17万円</u>」と、第6項中「第15条」とあるのは「<u>第25条</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「<u>後期高齢者支援金等賦課額</u>」と、「<u>第12条又は第16条</u>」とあるのは「<u>第20条の3又は第20条の7</u>」と、「65万円」とあるのは「<u>22万円</u>」と、第6項中「第15条」とあるのは「<u>第20条の6</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「<u>出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)</u>」と、「基礎賦課額」とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、「<u>第12条又は第16条</u>」とあるのは「<u>第22条</u>」と、「65万円」とあるのは「<u>17万円</u>」と、第6項中「第15条」とあるのは「<u>第25条</u>」と読み替えるものとする。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度までの保険料については、なお従前の例による。

議第5号

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市介護保険条例（平成12年美濃加茂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保険料率) 第2条 <u>令和6年度から令和8年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,570円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,030円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,360円</u> (4)・(5) (略) (6) 次のいずれかに該当する者 73,920円 ア 地方税法（昭和25年法律第226	(保険料率) 第2条 <u>令和3年度から令和5年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,600円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,670円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,390円</u> (4)・(5) (略) (6) 次のいずれかに該当する者 73,920円 ア 地方税法（昭和25年法律第226

号) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7)・(8) (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 107,520円

ア 合計所得金額が420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 127,680円

ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 141,120円

ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 154,

号) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7)・(8) (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 107,520円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 117,600円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 127,680円

ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 134,

560円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(13) 次のいずれかに該当する者 161, 280円

ア・イ (略)

(14) 次のいずれかに該当する者 168, 000円

ア・イ (略)

(15) 次のいずれかに該当する者 174, 720円

ア・イ (略)

(16) (略)

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、19, 150円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「19, 150円」とあるのは、「32, 590円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19, 150円」とあるのは、「46, 030円」と読み替えるものとする。

400円

ア 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(13) 次のいずれかに該当する者 141, 120円

ア・イ (略)

(14) 次のいずれかに該当する者 154, 560円

ア・イ (略)

(15) 次のいずれかに該当する者 168, 000円

ア・イ (略)

(16) (略)

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、20, 160円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「20, 160円」とあるのは、「33, 600円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20, 160円」とあるのは、「47, 040円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美濃加茂市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の保険料から適用し、令和5年度までの保険料については、なお従前の例による。

議第 6 号

美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年美濃加茂市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)
第 6 条 (略)	第 6 条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることことができる。	5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることことができる。
(1)～(10) (略)	(1)～(10) (略)
	<u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 1 8 年法律第 8 3 号) 附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法(以下「平成</u>

(11) (略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 (略)

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の

18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)

(12) (略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 (略)

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10)・(11) (略)

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第42条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(8)・(9) (略)

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第42条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した日から5年

- (1) (略)
- (2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3)・(4) (略)
- (5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (6) 第28条の規定による市への通知に係る記録
- (7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

2 (略)

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1)～(10) (略)

間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3)・(4) (略)
- (5) 第28条に規定する市への通知に係る記録
- (6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

2 (略)

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1)～(10) (略)

(11) (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け

護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)～(9) (略)

(記録の整備)

第58条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定

て、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5)～(7) (略)

(5)～(7) (略)

(5)～(7) (略)

(記録の整備)

第58条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定夜間対応型訪問介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定

による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) (略)

(記録の整備)

第59条の19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者

する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5)・(6) (略)

(記録の整備)

第59条の19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者

に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
 - (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) (略)
- (管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
 - (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (6) (略)
- (管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) (略)

(記録の整備)

第59条の37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(記録の整備)

第59条の37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通

所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5)

(6)

(7)

(8)

(9)

(10)

(11)

(12)

(13)

(14)

(15)

(16)

(17)

(18)

(19)

(20)

(21)

(22)

(23)

(24)

(25)

(26)

(27)

(28)

(29)

(30)

(31)

(32)

(33)

(34)

(35)

(36)

(37)

(38)

(39)

(40)

(41)

(42)

(43)

(44)

(45)

(46)

(47)

(48)

(49)

(50)

(51)

(52)

(53)

(54)

(55)

(56)

(57)

(58)

(59)

(60)

(61)

(62)

(63)

(64)

(65)

(66)

(67)

(68)

(69)

(70)

(71)

(72)

(73)

(74)

(75)

(76)

(77)

(78)

(79)

(80)

(81)

(82)

(83)

(84)

(85)

(86)

(87)

(88)

(89)

(90)

(91)

(92)

(93)

(94)

(95)

(96)

(97)

(98)

(99)

(100)

(101)

(102)

(103)

(104)

(105)

(106)

(107)

(108)

(109)

(110)

(111)

(112)

(113)

(114)

(115)

(116)

(117)

(118)

(119)

(120)

(121)

(122)

(123)

(124)

(125)

(126)

(127)

(128)

(129)

(130)

(131)

(132)

(133)

(134)

(135)

(136)

(137)

(138)

(139)

(140)

(141)

(142)

(143)

(144)

(145)

(146)

(147)

(148)

(149)

(150)

(151)

(152)

(153)

(154)

(155)

(156)

(157)

(158)

(159)

(160)

(161)

(162)

(163)

(164)

(165)

(166)

(167)

(168)

(169)

(170)

(171)

(172)

(173)

(174)

(175)

(176)

(177)

(178)

(179)

(180)

(181)

(182)

(183)

(184)

(185)

(186)

(187)

(188)

(189)

(190)

(191)

(192)

(193)

(194)

(195)

(196)

(197)

(198)

(199)

(200)

(201)

(202)

(203)

(204)

(205)

(206)

(207)

(208)

(209)

(210)

(211)

(212)

(213)

(214)

(215)

(216)

(217)

(218)

(219)

(220)

(221)

(222)

(223)

(224)

(225)

(226)

(227)

(228)

(229)

(230)

(231)

(232)

(233)

(234)

(235)

(236)

(237)

(238)

(239)

(240)

(241)

(242)

(243)

(244)

(245)

(246)

(247)

(248)

(249)

(250)

(251)

(252)

(253)

(254)

(255)

(256)

(257)

(258)

(259)

(260)

(261)

(262)

(263)

(264)

(265)

(266)

(267)

(268)

(269)

(270)

(271)

(272)

(273)

(274)

(275)

(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 (略)

(記録の整備)

第79条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 (略)

(記録の整備)

第79条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定認知症対応型通所介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(従業者の員数等)

第82条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
---	--	------

(従業者の員数等)

第82条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u> 又は介	介護職員
---	--	------

(略)		

7～13 (略)

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第191条第10項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ）等の従

	介護医療院	
(略)		

7～13 (略)

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号2に規定する第1号介護予防介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第191条第10項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従

業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項第111条第3項、第112条、第192条第3項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) (略)

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(8)・(9) (略)

業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項第111条第3項、第112条及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(6) (略)

(7)・(8) (略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第106条 (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第107条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第106条 (略)

(記録の整備)

第107条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定小規模多機能型居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項

の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項
の規定による事故の状況及び事故に際し
て採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力

に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項
に規定する事故の状況及び事故に際して
採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 (略)

医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当

該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7・8 (略)

(記録の整備)

第127条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、第104

2・3 (略)

(記録の整備)

第127条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定認知症対応型共同生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第10

条及び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第34条同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第130条 (略)

2～6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

4条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第34条同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第130条 (略)

2～6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) (略)

8～10 (略)

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第128条において準用する第106条の2規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(3) (略)

8～10 (略)

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設

ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決め

ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 (略)

るように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(記録の整備)

第148条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第136条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第138条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第146条第3項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

2 (略)

(記録の整備)

第148条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第136条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第138条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第146条第3項に規定する結果等の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条、第41条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条及び106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第151条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員につい

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条、第41条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第151条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員につい

ては、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

(4) (略)

9～17 (略)

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) (略)

2 (略)

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っている

ては、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(4) (略)

9～17 (略)

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) (略)

2 (略)

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っている

きに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

きに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第175条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めな

(7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(協力病院等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない

なければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)

(記録の整備)

第176条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第155条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び

2 (略)

(記録の整備)

第176条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第155条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び

び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第30条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

2～4 (略)

事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第30条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」と

5 (略)

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2

あるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（法第8条第23項第1号に規定するサービス（以下この章において「看護小規模多機能型居宅介護」という。）に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条の規定に相当する県基準条例の規定に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居

宅」）と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条の規定に相当する県基準条例の規定に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居

宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。))を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護の事業をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。))の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事

宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。))を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護の事業をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う看護小規模多機能型居宅介護(第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。))の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所

業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)

(5) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型

の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) (略)

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) (略)

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者
に対し、身体的拘束等の適正化のための
研修を定期的実施すること。

(8)～(12) (略)

(記録の整備)

第201条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第197条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第198条第2項の規定による主治の医師による指示の文書

(5) 第199条第9項の規定による看護小規模多機能型居宅介護報告書

(6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) (略)

(準用)

(7)～(11) (略)

(記録の整備)

第201条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第198条第2項に規定する主治の医師による指示の文書

(5) 第199条第9項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書

(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条、から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第10

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条、から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第

6条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、この条例の規定による改正後の美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第34条第3項（改正後の条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、改正後の条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間は、改正後の条例第106条の2（改正後の条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間は、改正後の条例第172条第1項（改正後の条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議第7号

美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年美濃加茂市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(管理者) 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等	(管理者) 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 <u>当該管理者は</u> 、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>同一</u>

の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第9条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（同条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応

敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第9条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（同条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予

型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(揭示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第40条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる

防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(揭示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第40条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を

記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
 - (2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第24条の規定による市への通知に係る記録
 - (5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) (略)
- (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(9) (略)
- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し

整備し、当該指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
 - (2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第24条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (6) (略)
- (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(9) (略)

なければならない。

(12)～(15) (略)

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中設等掲げる施設等が併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
(略)		

7～13 (略)

(管理者)

(10)～(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中設等掲げる施設等が併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> (医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員
(略)		

7～13 (略)

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第

2・3 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第63条 (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率

1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 (略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第63条 (略)

化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

（記録の整備）

第64条（略）

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2)（略）

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8)（略）

（管理者）

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活

（記録の整備）

第64条（略）

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2)（略）

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8)（略）

（管理者）

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活

介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保して

介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 (略)

いること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7・8 （略）

（記録の整備）

第85条 （略）

2・3 （略）

（記録の整備）

第85条 （略）

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
 - (2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) (略)
- (準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
 - (2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) (略)
- (準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認

<p>「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、この条例の規定による改正後の美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第32条第3項（改正後の条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。
(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)
- 3 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、改正後の条例第53条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講じよう努めなければ」とする。
(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)
- 4 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間は、改正後の条例第63条の2（改正後の条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

議第 8 号

美濃加茂市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成 2 4 年美濃加茂市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(申請者の資格) 第 3 条 法第 7 8 条の 2 第 4 項第 1 号及び法第 1 1 5 条の 1 2 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（ <u>看護小規模多機能型居宅介護（法第 8 条第 2 3 項第 1 号に規定するサービスをいう。）</u> に限る。）とする。	(申請者の資格) 第 3 条 法第 7 8 条の 2 第 4 項第 1 号及び法第 1 1 5 条の 1 2 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（ <u>介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 7 条の 1 2 に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）</u> とする。
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議第9号

美濃加茂市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支
援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

美濃加茂市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27
年美濃加茂市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(従業者の員数) 第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u> 2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u>	(従業者の員数) 第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

(管理者)

第6条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

(管理者)

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～8 (略)

(利用料等の受領)

第13条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サー

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～8 (略)

(利用料等の受領)

第13条 (略)

ビスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため美濃加茂市高齢者施策等運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会として設置する美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成23年美濃加茂市条例第2号）に定める美濃加茂市高齢者施策等運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章及び次章の規定（第33条第29号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため美濃加茂市高齢者施策等運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会として設置する美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成23年美濃加茂市条例第2号）に定める美濃加茂市高齢者施策等運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（記録の整備）

第31条 （略）

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) （略）

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア～ウ （略）

エ 第33条第15号の規定による評価の結果の記録

オ （略）

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（記録の整備）

第31条 （略）

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定介護予防支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) （略）

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア～ウ （略）

エ 第33条第15号に規定する評価の結果の記録

オ （略）

間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(15) (略)

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(3) 第18条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(15) (略)

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問して利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(a) 利用者の心身の状況が安定していること。

(b) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(c) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があつた

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（いただき書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）
においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ （略）

(17)～(28) （略）

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ （略）

(17)～(28) （略）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の揭示に係る経過措置)
- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、この条例の規定による改正後の美濃加茂市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第24条第3項（改正後の条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

議第10号

美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(従業者の員数) 第5条 (略) 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数 <u>（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護 予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法 第115条の23第3項の規定により地域 包括支援センターの設置者である指定介護 予防支援事業者から委託を受けて、当該指定 居宅介護支援事業所において指定介護予防 支援（法第58条第1項に規定する指定介護 予防支援をいう。以下この項及び第16条第 29号において同じ。）を行う場合にあつて は、当該事業所における指定居宅介護支援の 利用者の数に当該事業所における指定介護 予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた 数を加えた数。次項において同じ。）が44</u>	(介護支援専門員の員数) 第5条 (略) 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数 が <u>35</u> 又はその端数を増すごとに1とする。

又はその端数を増すごとに1とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

(管理者)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 （略）

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条にお

総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 （略）

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計

いて「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

9 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得

算機とを電気通信回線で接続したものをいう。以下同じ。) その他情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) (略)

5 (略)

6 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

7 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(13) (略)

(14) 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問して利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(a) 利用者の心身の状況が安定していること。

(3)～(13) (略)

(14) 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(b) 利用者がテレビ電話装置等を利用して意思疎通を行うことができること。

(c) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ (略)

(15) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(16)～(28) (略)

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) (略)

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

イ (略)

(15) 指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(16)～(28) (略)

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を懸案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) (略)

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

<p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第16条第2号の3に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第19条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) <u>第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</u></p>	<p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>その提供した日(第2号に掲げる記録にあっては、当該指定居宅介護支援を提供した日の属する月の翌々月の末日)</u>から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第19条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</u></p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、この条例の規定による改正後の美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を

定める条例（以下「改正後の条例」という。）第25条第3項（改正後の条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

議第 11 号

美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例（昭和 59 年美濃加茂市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>子ども</u>、<u>重度心身障害者</u>、<u>母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童</u>に対し、医療費の一部を助成（以下「福祉医療費助成」という。）することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もつて福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>子ども</u> <u>満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前にある者（第 3 号から第 5 号までに該当する者を除く。）</u>をいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>乳幼児等</u>、<u>重度心身障害者</u>、<u>母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童</u>に対し、医療費の一部を助成（以下「福祉医療費助成」という。）することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もつて福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「<u>乳幼児等</u>」、「<u>重度心身障害者</u>」、「<u>母子家庭等の母及び児童</u>」及び「<u>父子家庭の父及び児童</u>」（以下「<u>福祉医療費助成対象者</u>」という。）とは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>乳幼児等</u> <u>満 15 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日以前の者（次号、第 3 号又は第 4 号に該当する者を除く。）</u>をいう。</p>

(2) 高校生等 子どものうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(3)～(5) (略)

(6) 福祉医療費助成対象者 子ども、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童をいう。

(福祉医療費助成対象除外者)

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護(生活に困窮する外国人に対する同法に準じて行う保護を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者は、福祉医療費助成対象者としな

(受給者)

第5条 この条例により助成する医療費の支給を受けることができる者(以下「受給者」という。)は、第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる法律の規定による被保険者、加入者及び組合員並びに国民健康保険法の規定による世帯主及び組合員並びに高齢者医療確保法の規定による被保険者とする。ただし、子どもについてはその父母又はその生計を維持している者、母子家庭等の母及び児童については母又は養育者、父子家庭の父及び児童については父、重度心身障害者についてはその父母又はその生計を維持している者とする

(支給額)

第6条 市長は、受給資格者が社会保険各法の規定による保険給付若しくは高齢者医療確

(2)～(4) (略)

(福祉医療費助成対象除外者)

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による医療を受けることができる者は、福祉医療費助成対象者としな

(受給者)

第5条 この条例により助成する医療費の支給を受けることができる者(以下「受給者」という。)は、第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる法律の規定による被保険者、加入者及び組合員並びに国民健康保険法の規定による世帯主及び組合員並びに高齢者医療確保法の規定による被保険者とする。ただし、乳幼児等についてはその父母又はその生計を維持している者、母子家庭等の母及び児童については母又は養育者、父子家庭の父及び児童については父、重度心身障害者についてはその父母又はその生計を維持している者とする

(支給額)

第6条 市長は、受給資格者が社会保険各法の規定による保険給付若しくは高齢者医療確

保法に規定する後期高齢者医療給付（以下「保険給付等」という。）の対象となる療養の給付等（保険外併用療養費の支給及び訪問看護療養費の支給を含む。以下同じ。）又は他の法令の規定による医療に関する給付を受けた場合（高校生等については、入院に係るものに限る。）に、社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定又は他の法令の規定により算定した当該療養に要する費用の額から次に掲げる額の合算額を控除した額を受給者に支給する。ただし、第11条第1項に規定する助成対象者が医療費の支給申請を行うことにより支給を受ける場合にあつては、当該額と社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定による一部負担金の額とを比較して少ない方の額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(受給者証の交付申請)

第8条 この条例により受給資格者に助成される医療費の支給を受けようとする受給者（高校生等を除く。）は、規則の定めるところにより福祉医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を申請しなければならない。

保法に規定する後期高齢者医療給付（以下「保険給付等」という。）の対象となる療養の給付等（保険外併用療養費の支給及び訪問看護療養費の支給を含む。以下同じ。）又は他の法令の規定による医療に関する給付を受けた場合に、社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定又は他の法令の規定により算定した当該療養に要する費用の額から次に掲げる額の合算額を控除した額を受給者に支給する。ただし、第11条第1項に規定する助成対象者が医療費の支給申請を行うことにより支給を受ける場合にあつては、当該額と社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定による一部負担金の額とを比較して少ない方の額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(受給者証の交付申請)

第8条 この条例により受給資格者に助成される医療費の支給を受けようとする受給者は、規則の定めるところにより福祉医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を申請しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の規定中高校生等に関する部分は、令和6年4月1日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用する。

議第 1 2 号

美濃加茂市防災会議設置条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市防災会議設置条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市防災会議設置条例の一部を改正する条例

美濃加茂市防災会議設置条例（昭和 3 7 年美濃加茂市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(会長及び委員) 第 3 条 (略) 2～4 (略) 5 委員は、2 5 名以内とし、次に掲げる者をもつて充てる。 (1)～(4) (略) (5) 可茂消防事務組合 <u>中</u> 消防署長及び市消防団長 (6) (略) 6 委員の任期は、 <u>1</u> 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。 <u>(委任)</u> 第 5 条 この <u>条例</u> に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、 <u>会長</u> が防災会議に <u>諮</u> つて定める。	(会長及び委員) 第 3 条 (略) 2～4 (略) 5 委員は、2 5 名以内とし、次に掲げる者をもつて充てる。 (1)～(4) (略) (5) 可茂消防事務組合 <u>消</u> 防長及び市消防団長 (6) (略) 6 委員の任期は、 <u>2</u> 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。 <u>(議事等)</u> 第 5 条 <u>前各条</u> に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議には <u>か</u> つて定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議第13号

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年美濃加茂市条例第16号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、 <u>9, 100円</u> とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額	(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、 <u>8, 900円</u> とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額

に比して公正を欠くと認められるときは、
14,200円を超えない範囲内において
これを増額した額とすることができる。

3・4 (略)

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以 上
団長及び副 団長	12,500円	13,350円	(略)
分団長及び 副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及 び団員	9,100円	9,950円	10,800円

備考

1・2 (略)

に比して公正を欠くと認められるときは、
14,200円を超えない範囲内において
これを増額した額とすることができる。

3・4 (略)

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以 上
団長及び副 団長	12,440円	13,320円	(略)
分団長及び 副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及 び団員	8,900円	9,790円	10,670円

備考

1・2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項の損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号の傷病補償年金、同条第4号イの障害補償年金及び同条第6号イの遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第14号

美濃加茂市手数料条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市手数料条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市手数料条例等の一部を改正する条例

(美濃加茂市手数料条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市手数料条例(平成12年美濃加茂市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	金額	事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	金額
1 戸籍法(昭和24年法律第24号。以下この項において「法	1 法第10条第1項、 法第10条の2第1項から第5項まで若しくは法第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、法第120の2第1項若しくは法第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付(条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する	戸籍謄本 抄本 交付手数料	(略)		1 戸籍法(昭和24年法律第24号。以下この項において「法	1 法第10条第1項及び法第10条の2の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付(条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する	戸籍謄本 抄本 交付手数料	(略)	

」と い う。)の施 行に 関す る事 務	法律の規定に基づき 証明を請求するもの を除く。以下この欄に おいて同じ。)			
	2 法第10条第1項、 法第10条の2第1 項から第5項まで又 は法第126条の規 定に基づく戸籍に記 載した事項に関する 証明書の交付	(略)		
3 法第120条の3 第2項の規定に基づ く戸籍電子証明書提 供用識別符号の発行 (情報通信技術を活 用した行政の推進等 に関する法律(平成1 4年法律第151号) 第7条第1項の規定 により同法第6条第 1項に規定する電子 情報処理組織を使用 する方法(総務省令で 定めるものに限る。以 下この項において同 じ。)により戸籍電子 証明書提供用識別符 号の発行を行う場合 (当該発行に係る戸 籍電子証明書の請求 が同条第1項の規定 により同項に規定す る電子情報処理組織	戸籍電 子証明 書提供 用識別 符号交 付手 数料	1 0 0 円	4 0 0	
」と い う。)の施 行に 関す る事 務	法律の規定に基づき 証明を請求するもの を除く。以下この欄に おいて同じ。)			
2 法第10条第1項 及び法第10条の2 の規定に基づく戸籍 に記載した事項に関 する証明書の交付	(略)			

<p>を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>					
<p>4 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは法第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、法第120条の2第1項若しくは法第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>除籍謄本 抄本 交付 手数料 は法第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、法第120条の2第1項若しくは法第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>(略)</p>	<p>3 法第12条の2の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項の規定に基づく磁気記録ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>	<p>除籍謄本 抄本 交付 手数料 は法第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項の規定に基づく磁気記録ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>	<p>(略)</p>
<p>5 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは法第10条の2第1項から第5項までの規定又は法第12</p>	<p>(略)</p>		<p>4 法第12条の2の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>(略)</p>	

<p>6条の規定に基づく 除かれた戸籍に記載 した事項に関する証 明書の交付</p>							
<p>6 法第120条の3 第2項の規定に基づ く除籍電子証明書提 供用識別符号の発行 (情報通信技術を活 用した行政の推進等 に関する法律第7条 第1項の規定により 同法第6条第1項に 規定する電子情報処 理組織を使用する方 法により除籍電子証 明書提供用識別符号 の発行を行う場合(当 該発行に係る除籍電 子証明書の請求が同 項の規定により同項 に規定する電子情報 処理組織を使用する 方法により行われた 場合に限る。)におけ る当該発行及び除籍 電子証明書提供用識 別符号の発行に係る 除籍電子証明書の請 求を行う者が同時に 当該除籍電子証明書 が証明する事項と同 一の事項を証明する 除かれた戸籍の謄本 若しくは抄本又は除 籍証明書の請求を行</p>	<p>除籍電 子証明 書提供 用識別 符号交 付手 料</p>	<p>1 件 に つ き</p>	<p>7 0 0 円</p>				

う場合における当該発行を除く。)							
<p>7 法第48条第1項 (法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項 (法第117条において準用する場合を含む。)若しくは法第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>受理証 (略) 明書交 付手数料 料 不受理 証明書 交付手 数料 届書記 載事項 証明書 交付手 数料</p>			<p>5 法第48条第1項 (法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書若しくは申請の受理の証明書の交付又は法第48条第2項 (法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>	<p>戸籍証 明書交 付手数料 料</p>		
<p>8 法第48条第2項 (法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>(略)</p>	<p>書類 (略) 又は 届書等 情報の 内容を 表示</p>		<p>6 法第48条第2項 (法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務</p>	<p>(略)</p>	<p>書類 (略) 1 件に つき</p>	

		し た も の 1 件 に つ き			
(略)			(略)		

(美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例（令和5年美濃加茂市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
<p>附 則</p> <p>(多機能端末機を利用した場合の特例)</p> <p>3 多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）を利用した交付にあつては、別表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる手数料については、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。</p>		<p>附 則</p> <p>(多機能端末機を利用した場合の特例)</p> <p>3 多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）を利用した交付にあつては、別表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる手数料については、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。</p>	
(略)	200円	(略)	200円
印鑑登録証明書交付手数料		印鑑登録証明書交付手数料	
戸籍証明書交付手数料		戸籍記録事項証明書交付手数料	

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議第15号

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
(美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
第1条 美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例(令和元年美濃加茂市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に該当している者(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の報酬、<u>期末手当、勤勉手当</u>及び費用弁償について定めるものとする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 <u>報酬の基本額は、別表に定める額の範囲内で規則で定める額とする。</u></p>	<p>美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に該当している者(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の報酬及び費用弁償について定めるものとする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 <u>前条の報酬とは、パートタイム会計年度任用職員に支給される報酬及び期末手当</u></p>

2 前項の報酬のほか、パートタイム会計年度任用職員に、特殊勤務、時間外勤務及び休日勤務に係る報酬を支給する。

(特殊勤務に係る報酬)

第3条 (略)

(時間外勤務に係る報酬)

第4条 (略)

(休日勤務に係る報酬)

第5条 (略)

(報酬の端数処理)

第6条 第10条各号に規定する勤務1時間当たりの報酬の額並びに第4条及び前条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第7条 美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下「給与条例」という。)第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、給与条例第20条第4項中

をいう。

(報酬の額)

第3条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、別表に定める額の範囲内で規則で定める額とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第4条 (略)

(時間外勤務に係る報酬)

第5条 (略)

(休日勤務に係る報酬)

第6条 (略)

(報酬の端数処理)

第7条 第10条各号に規定する勤務1時間当たりの報酬の額並びに第5条及び前条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第8条 美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下「給与条例」という。)第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給

「職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第3条から第5条までの規定により支給された報酬を除く。）の1箇月当たりの平均額）」とする。

2・3 （略）

4 前3項の規定は、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）により任用された職には適用しない。

（勤勉手当）

第8条 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第21条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」と、給与条例第21条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第4条

する場合においては100分の70.0）」と、給与条例第20条第4項中「職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第4条から第6条までの規定により支給された報酬を除く。）の1月当たりの平均額）」とする。

2・3 （略）

4 前3項の規定は、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）により任用された職には適用しない。

から第6条までの規定により支給された報酬を除く。)の1箇月当たりの平均額)とする。

2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日までパートタイム会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6箇月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

4 前3項の規定は、JETプログラムにより任用された職には適用しない。

(報酬の支給)

第9条 (略)

(勤務1時間当たりの報酬の額)

第10条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第2条第1項の規定による額に1.2を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(報酬の支給)

第9条 (略)

(勤務1時間当たりの報酬の額)

第10条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第3条の規定による額に1.2を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

<p>(2) 日額による報酬 <u>第2条第1項</u>の規定による額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p> <p>(3) 時間額による報酬 <u>第2条第1項</u>の規定による額</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>別表 (<u>第2条関係</u>)</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 日額による報酬 <u>第3条</u>の規定による額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p> <p>(3) 時間額による報酬 <u>第3条</u>の規定による額</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>別表 (<u>第3条関係</u>)</p> <p>(略)</p>
--	---

(美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号、第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、<u>給料及び手当</u>とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた<u>もの</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 地方公務員法第22条の2第1項第1号に該当する者に対する<u>手当は、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号、第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、<u>給料、手当、報酬及び費用弁償</u>とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた<u>全額</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第1項に規定する報酬は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員に対する報酬であつて、特殊勤務に係る報酬、時間外勤務に係る報酬及び休日勤務に係る報酬を含むもの</u>とする。</p> <p>5 <u>費用弁償とは、通勤及び公務のための旅行</u></p>

<p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第16条 第4条、第5条及び第5条の3の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第17条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。</u></p>	<p><u>に係る費用弁償とする。</u></p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第16条 第4条、第5条及び第5条の3の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>
--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から適用する。

議第16号

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成23年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第1条—第4条関係）					別表（第1条—第4条関係）				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
(略)					(略)				
2 教育委員会の附属機関					2 教育委員会の附属機関				
附属機関名	所掌事項	委員の構成	委員の定数	委員の任期	附属機関名	所掌事項	委員の構成	委員の定数	委員の任期
(略)					(略)				
美濃加茂市学校検尿判定委員会	(略)				美濃加茂市学校検尿判定委員会	(略)			
美濃加茂市医療的ケア運営協議会	学校における医療的ケアに関する	(1) 加茂医師会所属の医師 (2) 関	5人以内	1年					

会	こと。	係行政 機関の 職員		
---	-----	------------------	--	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年美濃加茂市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条、第5条関係)				別表(第2条、第5条関係)			
区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償	区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)				(略)			
美濃加茂市学校検尿判定委員会委員	(略)	(略)	(略)	美濃加茂市学校検尿判定委員会委員	(略)	(略)	(略)
美濃加茂市医療的ケア運営協議会委員		日額 <u>16,000</u> 円(職務の時間が2時間以上4時間未満の場合は8,000円、2時間未満の場合は4,000円)					
美濃加茂市高齢者施策等運営協議		(略)		美濃加茂市高齢者施策等運営協議		(略)	

会委員				会委員			
(略)				(略)			

議第17号

令和5年度美濃加茂市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,315,477千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,225,742千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,191,589	829,893	5,021,482
	1 国庫負担金	2,536,331	27,337	2,563,668
	2 国庫補助金	1,640,557	802,556	2,443,113
16 県支出金		1,767,257	25,129	1,792,386
	1 県負担金	1,104,712	12,529	1,117,241
	2 県補助金	522,576	12,600	535,176
17 財産収入		55,030	1,421	56,451
	1 財産運用収入	49,879	1,421	51,300
18 寄附金		702,513	30,000	732,513
	1 寄附金	702,513	30,000	732,513
20 繰越金		1,626,415	345,534	1,971,949
	1 繰越金	1,626,415	345,534	1,971,949
22 市債		1,234,700	83,500	1,318,200
	1 市債	1,234,700	83,500	1,318,200
歳入合計		24,910,265	1,315,477	26,225,742

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,215,775	839,886	5,055,661
	1 総務管理費	3,668,946	221,850	3,890,796
	2 徴税費	346,418	618,036	964,454
3 民生費		9,529,811	180,437	9,710,248
	1 社会福祉費	4,951,572	135,820	5,087,392
	2 児童福祉費	4,087,463	44,617	4,132,080
4 衛生費		1,846,579	18,393	1,864,972
	1 保健衛生費	811,981	18,393	830,374
5 農林業費		487,311	2,800	490,111
	1 農業費	326,036	2,800	328,836
6 商工費		733,133	15,560	748,693
	1 商工費	733,133	15,560	748,693
9 教育費		2,886,998	258,401	3,145,399
	5 社会教育費	649,130	32,494	681,624
	6 保健体育費	1,105,185	225,907	1,331,092
歳 出	合 計	24,910,265	1,315,477	26,225,742

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	長良川鉄道経営安定支援事業	千円 30,385
		定額減税補足給付金事業	616,512
	2 徴税費	人件費	135
		会計年度任用職員給	1,389
		住民基本台帳事務	9,079
	3 戸籍住民基本台帳費	コンビニ交付サービス事業	1,881
		戸籍事務	4,048
		低所得世帯生活支援特別給付金事業	14,062
	3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯生活支援特別給付金事業(R6非課税化世帯等)
人件費			108
会計年度任用職員給			1,507
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業			17,529
4 衛生費	1 保健衛生費	人件費	300
		会計年度任用職員給	564

款	項	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路施設補修点検事業	千円 120,200
		一般道路改修事業	18,500
	4 都市計画費	美濃太田駅周辺市街地再開発事業	12,243
		都市公園整備事業	23,190
9 教育費	5 社会教育費	文化の森施設管理事業	32,494
	6 保健体育費	前平・東総合運動場事業	5,720
		牧野ふれあい広場整備事業	345,473
		学校給食センター維持管理事業	18,504

第 3 表

地 方 債 補 正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
牧野ふれあい広場 整備事業	千円 84,900	証書借入	年1.8%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その借入先と 協定するもの による。ただ し、市財政の 都合により繰 上償還又は低 利に借換えす ることができ る。	千円 168,400	変更なし	変更なし	変更なし

予算説明書

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
15		国庫支出金	4,191,589	829,893	5,021,482
	1	国庫負担金	2,536,331	27,337	2,563,668
	1	民生費国庫負担金	2,494,636	25,058	2,519,694
	2	衛生費国庫負担金	2,125	2,279	4,404
	2	国庫補助金	1,640,557	802,556	2,443,113
	1	総務費国庫補助金	151,308	618,036	769,344
	2	民生費国庫補助金	784,805	94,520	879,325
	3	衛生費国庫補助金	223,013	5,000	228,013
	5	教育費国庫補助金	162,088	85,000	247,088

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費負担金	2,750	1 自立支援医療（更生・育成医療）費負担金 1,250 2 自立支援給付費負担金 1,500
2 児童福祉費負担金	22,308	1 子どものための教育・保育給付交付金
1 保健衛生費負担金	2,279	1 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
1 総務管理費補助金	618,036	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
1 社会福祉費補助金	94,520	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
1 保健衛生費補助金	5,000	1 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
6 保健体育費補助金	85,000	1 社会資本整備総合交付金（牧野ふれあい広場整備事業）

(款) 16 県支出金
(項) 1 県負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		県支出金	1,767,257	25,129	1,792,386
	1	県負担金	1,104,712	12,529	1,117,241
	1	民生費県負担金	1,065,961	12,529	1,078,490
	2	県補助金	522,576	12,600	535,176
	2	民生費県補助金	365,748	12,600	378,348

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費 負担金	1,375	1 自立支援医療（更生・育成医療）費負担金 625 2 自立支援給付費負担金 750
2 児童福祉費 負担金	11,154	1 子どものための教育・保育給付交付金
2 福祉医療費 補助金	12,600	1 重度心身障害者医療費補助金 7,750 2 乳幼児等医療費補助金 3,550 3 母子家庭等医療費補助金 1,300

(款) 17 財産収入
 (項) 1 財産運用収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
17		財産収入	55,030	1,421	56,451
	1	財産運用収入	49,879	1,421	51,300
	3	基金運用収入	24,600	1,421	26,021

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 基金利子	1,421	1 減債基金利子

(款) 18 寄附金
(項) 1 寄附金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		寄 附 金	702,513	30,000	732,513
	1	寄 附 金	702,513	30,000	732,513
	3	教育費寄附金	200	30,000	30,200

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会教育費 寄附金	30,000	1 社会教育費寄附金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	1,626,415	345,534	1,971,949
	1	繰越金	1,626,415	345,534	1,971,949
		1 繰越金	1,626,415	345,534	1,971,949

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	345,534	1 前年度繰越金

(款) 22 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
22		市 債	1,234,700	83,500	1,318,200
	1	市 債	1,234,700	83,500	1,318,200
	5	教育債	318,500	83,500	402,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 保健体育債	83,500	1 牧野ふれあい広場整備事業

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
2						
	総務費	4,215,775	839,886	5,055,661	619,457	220,429
1	総務管理費	3,668,946	221,850	3,890,796	1,421	220,429
3	財政管理費	621,095	201,421	822,516	財産収入 1,421	200,000
6	企画費	1,621,175	20,429	1,641,604		20,429
2	徴 税 費	346,418	618,036	964,454	618,036	
1	税務総務費	181,147	618,036	799,183	国庫支出金 618,036	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
24 積立金	201,421	財政調整基金積立金 200,000 減債基金積立金 1,421	財政管理事業 201,421
18 負担金、補助及び交付金	20,429	長良川鉄道経営安定対策補助金	長良川鉄道経営安定支援事業 20,429
1 報酬	1,300	時間額任用職員	定額減税補足給付金事業 616,512 人件費 135 会計年度任用職員給 1,389
3 職員手当等	135	時間外勤務手当	
8 旅費	89	通勤に係る費用弁償	
10 需用費	424	印刷製本費	
11 役務費	5,640	郵便料 3,000 振込手数料 2,640	
12 委託料	6,000	システム改修	
13 使用料及び賃借料	148	コピー機使用料 18 パソコン及び周辺機器使用料 100 A I - O C R使用料 30	
19 扶助費	604,300	定額減税補足給付金	

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	9,529,811	180,437	9,710,248	144,707	35,730
		社会福祉費	4,951,572	135,820	5,087,392	111,245	24,575
	1	社会福祉総務費	1,151,718	94,520	1,246,238	国庫支出金 94,520	
	5	自立支援費	1,564,743	5,500	1,570,243	国庫支出金 2,750 県支出金 1,375	1,375
	6	福祉医療費	693,603	35,800	729,403	県支出金 12,600	23,200
	2	児童福祉費	4,087,463	44,617	4,132,080	33,462	11,155
	3	児童保育費	1,419,605	44,617	1,464,222	国庫支出金 22,308 県支出金 11,154	11,155

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考	
区分	金額			
1 報酬	1,365	時間額任用職員	低所得世帯生活支援特別給付金事業 (R6非課税化世帯等) 92,905 会計年度任用職員給 1,507 人件費 108	
3 職員手当等	108	時間外勤務手当		
4 共済費	103	職員共済組合負担金		
8 旅費	39	通勤に係る費用弁償		
10 需用費	147	消耗品費 100 印刷製本費 47		
11 役務費	408	郵便料 210 口座振込手数料 198		
12 委託料	12,000	システム改修		
13 使用料及び賃借料	250	コピー機使用料 100 パソコン及び周辺機器使用料 150		
14 工事請負費	100	専用電話開設		
19 扶助費	80,000	低所得世帯生活支援特別給付金 (R6非課税化世帯等)		
19 扶助費	5,500	介護・訓練等給付費 3,000 自立支援医療(更生医療・育成医療)費助成 2,500		自立支援費給付事業 3,000 自立支援医療費給付事業 2,500
19 扶助費	35,800	福祉医療費扶助費		福祉医療費助成事業 35,800
18 負担金、補助及び交付金	44,617	施設型給付費負担金	私立保育園運営費等補助事業 44,617	

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

4	1	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		衛生費	1,846,579	18,393	1,864,972	7,279	11,114
	1	保健衛生費	811,981	18,393	830,374	7,279	11,114
	7	新型コロナウイルスワクチン接種費	0	18,393	18,393	国庫支出金 7,279	11,114

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	439	健康被害委員 60 時間額任用職員 379	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 17,529 人件費 300 会計年度任用職員給 564
3 職員手当等	449	時間外勤務手当 300 期末手当 149	
4 共済費	36	職員共済組合負担金	
10 需用費	550	消耗品費 50 印刷製本費 500	
11 役務費	745	郵便料 10 国保連支払手数料 50 備品処分手数料 685	
12 委託料	4,880	システム改修 2,447 個別接種委託 2,279 ワクチン等医療廃棄物処理 154	
13 使用料及び賃借料	180	コピー機使用料	
22 償還金、利子及び割引料	11,114	国庫負担金等返還金	

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
5		農林業費	487,311	2,800	490,111		2,800
	1	農業費	326,036	2,800	328,836		2,800
	6	農地費	214,539	2,800	217,339		2,800

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	2,800	特定農業用管水路等特別対策事業補助金	木曾川右岸用水関連事業 2,800

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		商工費	733,133	15,560	748,693		15,560
	1	商工費	733,133	15,560	748,693		15,560
	2	商工振興費	480,291	15,560	495,851		15,560

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	15,560	事業所設置・雇用奨励金	企業工業振興事業 15,560

(款) 9 教育費
(項) 5 社会教育費

9	5	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	2,886,998	258,401	3,145,399	198,500	59,901
	5	社会教育費	649,130	32,494	681,624	30,000	2,494
	7	文化の森費	227,339	32,494	259,833	寄附金 30,000	2,494
	6	保健体育費	1,105,185	225,907	1,331,092	168,500	57,407
	2	保健体育施設費	310,751	225,907	536,658	国庫支出金 85,000 市債 83,500	57,407

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
12 委 託 料	3,179	資料保管庫新設工事設計	文化の森施設管理事業 32,494
14 工事請負費	29,315	資料保管庫新設	
14 工事請負費	225,907	牧野ふれあい広場整備	牧野ふれあい広場整備事業 225,907

給 与 費 明 細 書

1 一般職
(1)総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	781 (2)	608,949	1,172,458	958,104	2,739,511	490,241	3,229,752	
補正前	770 (2)	605,905	1,172,458	957,412	2,735,775	490,102	3,225,877	
比較	11	3,044		692	3,736	139	3,875	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	32,630	37,148	18,413	15,127	170	124,537	36,907	310,592	224,931	1,065	156,414		170
	補正前	32,630	37,148	18,413	15,127	170	123,994	36,907	310,443	224,931	1,065	156,414		170
	比較						543		149					

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	330 (2)		1,172,458	903,717	2,076,175	404,795	2,480,970	
補正前	330 (2)		1,172,458	903,174	2,075,632	404,795	2,480,427	
比較				543	543		543	

()内は内短時間勤務職員数を計上

区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	32,630	37,148	18,413	15,127	170	124,537	36,907	256,205	224,931	1,065	156,414	
補正前	32,630	37,148	18,413	15,127	170	123,994	36,907	256,205	224,931	1,065	156,414		170
比較						543							

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	451	608,949		54,387	663,336	85,446	748,782	
補正前	440	605,905		54,238	660,143	85,307	745,450	
比較	11	3,044		149	3,193	139	3,332	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	期末 手当 (千円)
	補正後	54,387
	補正前	54,238
	比較	149

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考
職員 手当	692	その他の 増減分	692 時間外手当	543
			期末手当	149

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	7,655,598	7,546,660	1,208,800	806,077	7,949,383
(1) 総務	125,688	121,420	75,900	12,606	184,714
(2) 民生	607,100	872,977	82,200	42,784	912,393
(3) 衛生	304,800	261,600		21,470	240,130
(4) 農林	135,337	106,814		12,872	93,942
(5) 商工	5,796	3,586	2,600	2,058	4,128
(6) 土木	1,862,606	1,790,307	570,400	247,171	2,113,536
(7) 消防	1,123,446	1,199,993		97,477	1,102,516
(8) 教育	3,490,825	3,189,963	477,700	369,639	3,298,024
2 災害復旧債	37,012	37,357		4,374	32,983
(1) 補助災害	2,300	2,300		253	2,047
(2) 単独災害	34,712	35,057		4,121	30,936
3 その他	7,961,485	7,575,001	260,000	697,005	7,137,996
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	161,151	124,180		31,150	93,030
(3) 財源対策債等	51,465	29,437		9,524	19,913
(4) 臨時財政対策債	7,748,869	7,421,384	260,000	656,331	7,025,053
合 計	15,654,095	15,159,018	1,468,800	1,507,456	15,120,362

議第18号

令和5年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）

令和5年度美濃加茂市の後期高齢者医療会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ763,566千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		537,622	17,848	555,470
	1 後期高齢者医療保険料	537,622	17,848	555,470
歳入合計		745,718	17,848	763,566

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		697,042	17,848	714,890
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	697,042	17,848	714,890
歳 出	合 計	745,718	17,848	763,566

予算説明書

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	697,042	17,848	714,890
歳 出 合 計	745,718	17,848	763,566

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料
(項) 1 後期高齢者医療保険料

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		後期高齢者医療保険料	537,622	17,848	555,470
	1	後期高齢者医療保険料	537,622	17,848	555,470
	2	普通徴収保険料	205,160	17,848	223,008

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 普通徴収保険料現年度分	17,848	1 普通徴収保険料

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						保険料	
2		後期高齢者 医療広域連 合納付金	697,042	17,848	714,890		17,848
	1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	697,042	17,848	714,890		17,848
	1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	697,042	17,848	714,890		17,848

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	17,848	広域連合保険料等負担金	後期高齢者医療広域連合納付金 17,848

令和6年度美濃加茂市一般会計、特別会計及び公営企業会計予算について

令和6年度美濃加茂市の一般会計及び特別会計の予算並びに水道事業会計及び下水道事業会計の予算を、別冊のとおり定める。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

- 議第19号 令和6年度美濃加茂市一般会計予算
- 議第20号 令和6年度美濃加茂市国民健康保険会計予算
- 議第21号 令和6年度美濃加茂市介護保険会計予算
- 議第22号 令和6年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算
- 議第23号 令和6年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計予算
- 議第24号 令和6年度美濃加茂市古井財産区会計予算
- 議第25号 令和6年度美濃加茂市山之上財産区会計予算
- 議第26号 令和6年度美濃加茂市水道事業会計予算
- 議第27号 令和6年度美濃加茂市下水道事業会計予算

議第 28 号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、次のおり委託業者に損害を与えたことによる損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 損害賠償の総額 | 4, 978, 600 円 |
| | 上記金額の内訳 | |
| | (1) 消費税相当額 | 4, 860, 000 円 |
| | (2) 延滞税相当額 | 118, 600 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 岐阜県美濃加茂市新池町 3 丁目 4 番 1 号
社会福祉法人 美濃加茂市社会福祉協議会
会長 海老 和 允 |

議第 29 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

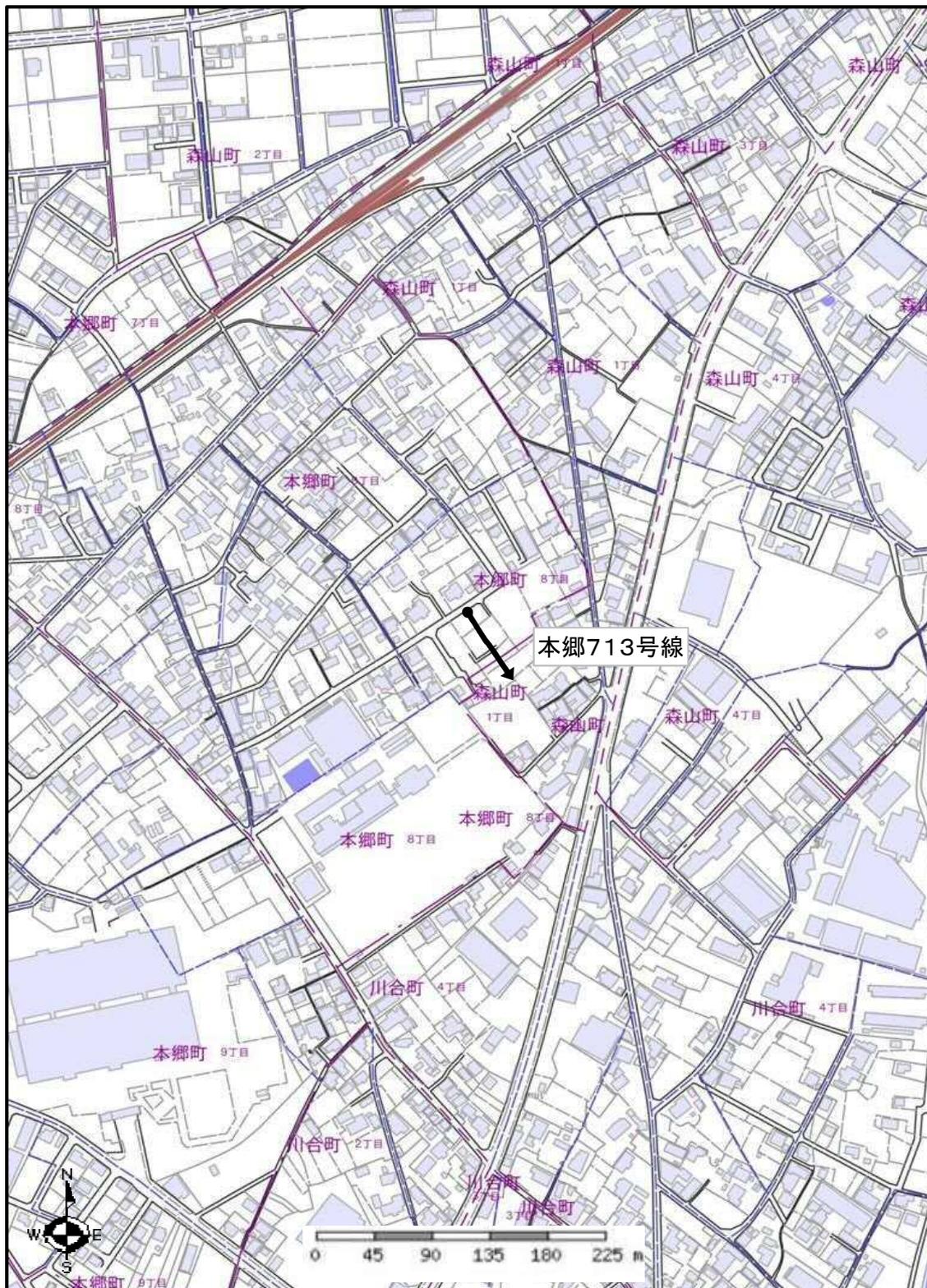
美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	本郷 7 1 3 号線	美濃加茂市本郷町八丁目字一ノ口 7 1 5 番 1 8 1 地先		
		美濃加茂市森山町一丁目字一ノ口 7 1 5 番 7 2 地先		
2	中富 7 1 4 号線	美濃加茂市中富町二丁目字松葉 1 6 3 3 番 1 2 地先		
		美濃加茂市中富町二丁目字松葉 1 6 3 3 番 1 0 地先		

新規認定路線

①:本郷713号線



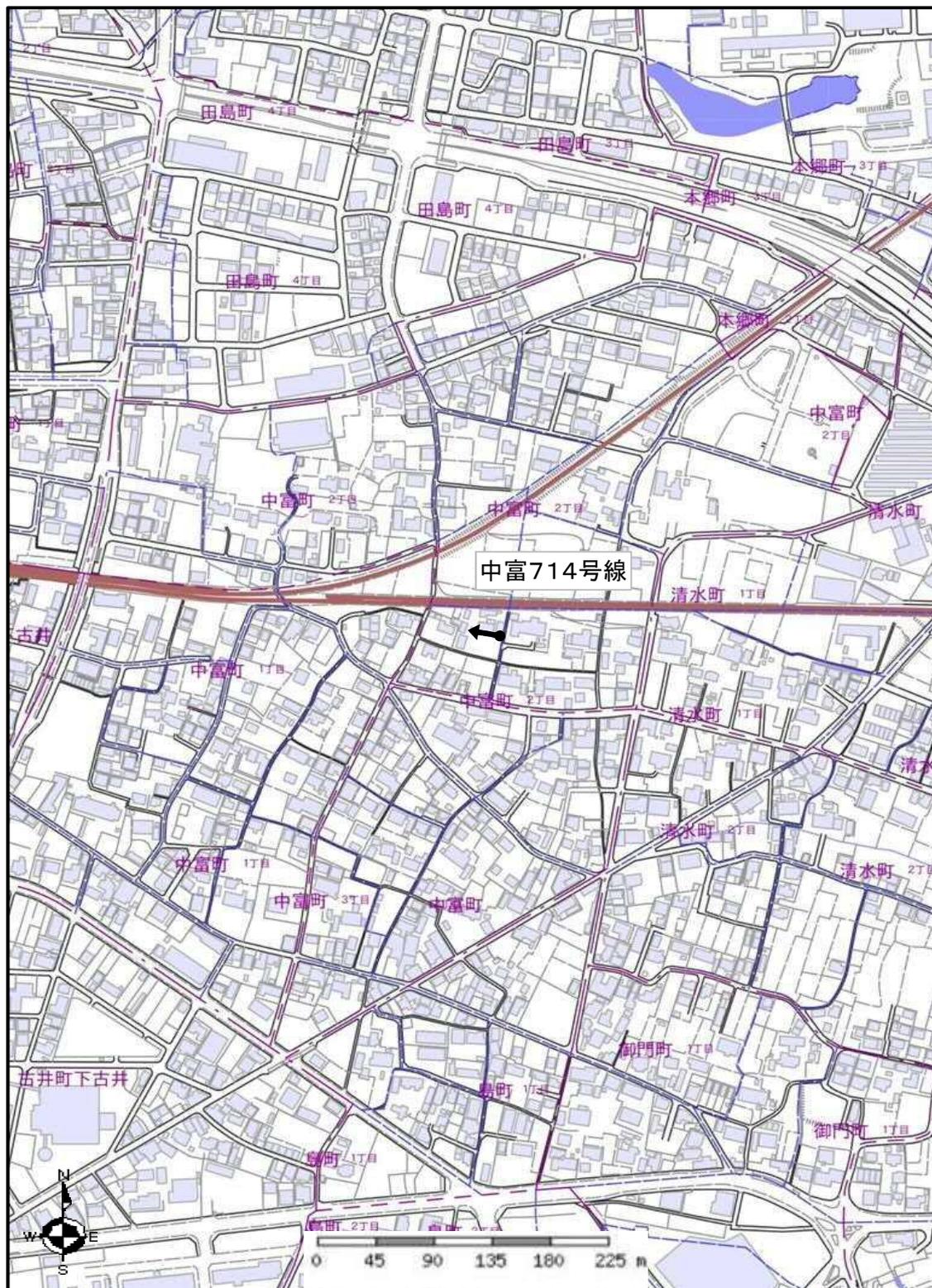
新規認定路線

①:本郷713号線



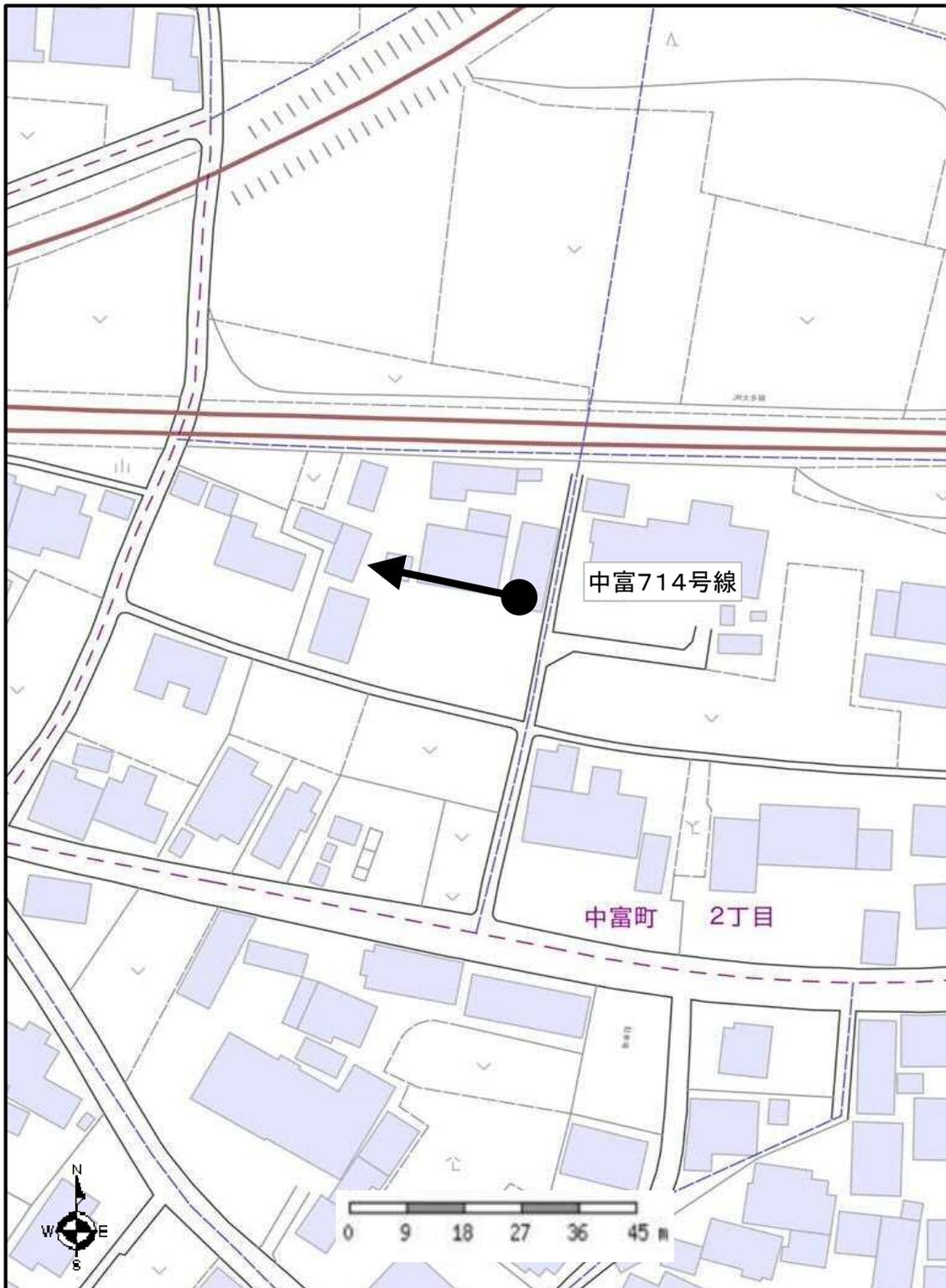
新規認定路線

②: 中富714号線



新規認定路線

②: 中富714号線



議第30号

美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について

美濃加茂市古井財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成23年美濃加茂市条例第14号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

住 所
氏 名 若 宮 晴 彦
生年月日

議第31号

美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について

美濃加茂市古井財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区
管理会条例（平成23年美濃加茂市条例第14号）第3条第1項の規定により、議
会の同意を求める。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

住 所
氏 名 長 江 亮
生年月日

議第32号

美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について

美濃加茂市古井財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成23年美濃加茂市条例第14号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

住 所
氏 名 馬 場 政 一
生年月日

議第 3 3 号

美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について

美濃加茂市古井財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 日 比 野 信 行
生年月日

議第34号

美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について

美濃加茂市古井財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成23年美濃加茂市条例第14号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

住 所
氏 名 山 田 和 正
生年月日

議第 3 5 号

美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について

美濃加茂市古井財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区
管理会条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、議
会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 藤 井 秀 男
生年月日

議第36号

美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について

美濃加茂市古井財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成23年美濃加茂市条例第14号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

住 所
氏 名 藤 木 將
生年月日

議第 37 号

美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について

美濃加茂市山之上財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成 23 年美濃加茂市条例第 14 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 山 田 英 博
生年月日

議第38号

美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について

美濃加茂市山之上財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成23年美濃加茂市条例第14号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井 浩人

記

住 所
氏 名 岸 民 夫
生年月日

議第39号

美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について

美濃加茂市山之上財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成23年美濃加茂市条例第14号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

住 所
氏 名 片 桐 美 良
生年月日

議第40号

美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について

美濃加茂市山之上財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成23年美濃加茂市条例第14号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井 浩人

記

住 所
氏 名 福 田 俊 彦
生年月日

議第 4 1 号

美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について

美濃加茂市山之上財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 松 田 一 郎
生年月日

議第42号

美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について

美濃加茂市山之上財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成23年美濃加茂市条例第14号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月21日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

住 所
氏 名 渡 邊 徳 男
生年月日

議第 4 3 号

美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について

美濃加茂市山之上財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 平 岩 文 雄
生年月日

議第 4 4 号

美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 大 谷 茂 樹
生年月日



Walkable City
Minakama